三十五

分野
小分野
産業分類　不動産鑑定業
政府の段階　中央政府
義務の種類　市場アクセス（第八・五条）
概要　現地における拠点（第八・十一条）
措置　サービスの貿易
不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章

三十六

分野
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
政府の段階　中央政府
義務の種類　市場アクセス（第八・五条）
概要　現地における拠点（第八・十一条）
措置　サービスの貿易
不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章

分野　船員
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
政府の段階　中央政府
義務の種類　内国民待遇（第八・四条）
市場アクセス（第八・五条）
概要　サービスの貿易
日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。
措置　船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章
運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号）
運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号）
国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）

三十七

分野　警備業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　九二三　警備業
政府の段階　中央政府
義務の種類　内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要　サービスの貿易及び投資
１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
２　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

三十八

分野　職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業
ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業
ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
政府の段階　中央政府
義務の種類　市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）

サービスの貿易
作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等の役務サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置しなければならず、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）
作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）

測量業
ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
中央政府
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
サービスの貿易
測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章

三十九

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類　ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
政府の段階　中央政府
義務の種類　内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）
経営幹部及び取締役会（第十・七条）
サービスの貿易及び投資
１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
２　審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）
注　この概要において、この表Ａの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。
３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
４　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
５　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、４(a)から(c)までに掲げる自然人又は当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものであって、その名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより４(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。
６　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。ただし、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。